

「知識は自分を守る武器！働くうえで必要な知識を学ぼう！」

1. 2021年6月の相談状況

(1) 相談件数について

〔相談者数の推移 対前月比及び前年同月比〕

年月	項目	相談者 (人)	相談件数 (件)	一人当たり相談件数 (件)
2021年10月		93人	138件	1.48件
2021年9月		70人	97件	1.39件
2020年10月		84人	123件	1.46件

資料-1 「2021年 雇用形態別 相談者数 月別集計」

資料-2 「2021年10月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」

資料-3 「2021年10月 相談件数 (雇用形態別)」

相談者数は93人、相談件数は138件、一人当たり相談件数は1.48件となっています。前月対比では、+23名・+41件です。前年同月との対比では+9人・+15件となりました。前年及び前月対比で共に大幅に増加しています。特に前月対比では、本年最大の増加となっており、コロナの終息傾向が関係している可能性があります。

(2) 雇用形態別 相談者数・相談件数・一人当たりの相談件数

〔雇用形態別 相談者数(人)〕

	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	合計
男	30	8	0	6	0	0	0	3	47
女	19	4	19	0	0	0	4	0	46
計	49	12	19	6	0	0	4	3	93

〔雇用形態別 相談件数(件)〕

	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	合計
男	50	13	0	7	0	0	0	5	75
女	26	5	27	0	0	0	5	0	63
計	76	18	27	7	0	0	5	5	138

資料-2 「2021年10月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」

資料-3 「2021年10月 相談件数 (雇用形態別)」

相談者93名のうち男性は47名、女性は46名でほぼ同数です。雇用形態では所謂正規雇用者数は49名で、非正規雇用者数は44名となっています。また、相談件数においては、合計138件で男性75件、女性63件となりました。雇用形態別で見ると、所謂正規雇用者数は49名・76件で非正規雇用者数は44名・62件となっており、正規・非正規の比率で見た場合、正規雇用者からの相談者数・件数共に多い傾向となりました。

(3) 業種別・雇用形態別 相談者数について

〔業種別及び雇用形態の相談者の分布〕

業種	雇用形態								人数	件数	一人/ 件数
	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他			
A 農林水産業											
B 鉱業・採石業											
C 建設・設計・重機業	3	1		1					5	11	2.20
D 食品製造業	2	1	4						7	10	1.43
E その他製造業	1								1	1	1.00
F エネルギー・水道業											
G 通信・報道・IT業	5	1							6	12	1.33
H 交通業	2								2	3	1.50
I 陸運・倉庫業	5							1	5	8	1.60
J 卸・小売・飲食店	7	1	8	4			1	1	22	30	1.36
K 商品斡旋・リース業											
L 金融・保険業	2								2	4	2.00
M 不動産業	2								2	3	1.50
N 医療・保健・医療品業	2		1				1		4	8	2.00
O 社会福祉・介護業	9	3	1						13	18	1.38
P ビル管理・警備業	2	2	2						6	7	1.17
Q 労働者派遣業	1								1	1	1.00
R 教育・学習支援業	2								2	4	2.00
S 会計・行政・法律事務所											
T 宿泊・娯楽業	2			1					3	4	1.33
U 複合サービス業											
V その他サービス業	1	3	2				2	1	9	10	1.11
W 廃棄物処理業	1								1	1	1.00
X 公務・公共サービス											
Y 分類不能・その他			1					1	2	3	1.50
合計	49	12	19	6			4	3	93	138	1.48

資料－４ 「２０２１年 業種別 相談者数 月別集計」

資料－５ 「２０２１年１０月 相談件数（業種別）」

業種別相談者数及び相談件数は、「卸・小売・飲食店」「社会福祉・介護業」「その他サービス業」の３業種が相変わらず多い傾向にあります。「社会福祉・介護業」はコロナ以前から相談者数及び件数は多い傾向にありましたが、その他２業種においては、コロナの影響を受けやすい業種に当てはまることから、それに比例して相談が増加傾向にあると言えます。

（４）相談内容について

〔相談内容と雇用形態の分布〕

	正社員		契約		パート		アルバイト		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
組合	1	1	1														2	1
契約	15	8	3	1		6	2						2				20	17
賃金	10	2	2	2		10	2						1				14	15
時間	7	4	1	2		6	2										10	12
雇用	5	2	3			1	1						2	1			10	5
退職	3	3															3	3
保険	1	1	3			1									4		8	2
安全	5	2															5	2
差別	3	3				2											3	5
その他						1												1
合計	50	26	13	5		27	7						5	5			75	63

資料－３ 「２０２１年１０月 相談件数（雇用形態別）」

資料－６ 「２０２１年 月別集計 相談件数（相談項目別）」

寄せられた相談内容を見てみると

- 「労働契約関係」 37件（就業規則・雇用契約27件、その他10件）
- 「賃金関係」 29件（最低賃金9件、不払残業・割増賃金8件、その他7件、一時金・諸手当3件、賃金未払・控除2件）
- 「労働時間関係」 22件（年次有給休暇14件、休日・休憩4件、その他2件、長時間労働2件、）
- 「雇用関係」 15件（解雇・退職強要・契約打切7件、その他3件
解雇予告手当2件、休業補償2件、合理化・倒産・閉鎖問題1件）

「保険・税」	10件（雇用・労災6件、その他4件）
「差別等」	8件（嫌がらせ・パワハラ7件、その他1件）
「労働安全衛生」	7件（労働災害4件、安全衛生1件、その他2件）
「退職関係」	6件（その他5件、退職金・退職手続1件、）
「労働組合関係」	3件（組合結成3件）
「その他」	1件（経営問題・労務管理1件）
相談件数合計	138件

「労働契約関係」「賃金関係」「労働時間関係」の3項目の相談が全体の63.8%に達しており、特に雇用ルールを定める就業規則や労働契約についての相談が27件と最多となっています。コロナが影響した退職・契約更新拒否・解雇や雇止めといった相談も増えています。

相談者の雇用形態においては、男性は正社員・契約、女性はパート・派遣からの相談が多いという偏った傾向にあります。

（５）相談における違法状況について

〔項目別違法件数の分布〕

項目	違法件数	違法率	全相談件数
賃金関係	15件	51.7%	29件
労働契約関係	12件	32.4%	37件
労働時間関係	11件	50.0%	22件
雇用関係	8件	52.3%	15件
差別等	2件	25.0%	8件
退職関係	0件	0.0%	6件
保険・税	0件	0.0%	10件
労働安全衛生	0件	0.0%	7件
労働組合関係	0件	0.0%	3件
その他	0件	0.0%	1件
総数	48件	34.8%	138件

資料－3 「2021年10月 相談件数（雇用形態別）」

資料－7 「2021年 月別集計 違法件数（相談項目別）」

93名から寄せられた138件の相談件数のなかで、違法と判断される件数は48件です。そして違法率は、34.8%という状況です。相談項目では「賃金関係」「労働契約関係」「労働時間関係」「雇用関係」の項目が相変わらず高い状況にあり、全体の95.8%を占めている形となっています。

2. 2021年10月の雇用情勢

2021年10月は、前月及び前年同月と比較すると相談者・相談件数ともに大幅に増加しました。10月1日に発せられた緊急事態宣言の解除やそれに伴う規制の解除が影響しているかもしれませんが、はっきりとした要因は解りません。

道内の雇用情勢は、求職者が引き続き増加しており、求人を上回った状態で、9月現在の道内の有効求人倍率は、0.98%（北海道労働局調べ）となっています。コロナ禍による影響が出始めた昨年4月から1%を切る状況が1年半以上続いています。求職者にとって依然として厳しい実態となっています。

10月1日には最低賃金が2年ぶりに改訂（861円⇒899円・北海道最賃）となったこともあり、最低賃金の解釈（月額給と最低賃金の判断）についての相談も10件ほど寄せられています。

相談の中には求職者からのものもあり、求職活動中にコロナに感染したがどうしたら良いか？また、求人内容の虚偽記載についての問い合わせなど複数の相談がありました。コロナ禍での失職により、次の職場を探すにあたっての相談が多くなっています。

特徴的な相談として、使用者或いは上司・同僚から受けたパワハラ的言動に対して損害賠償請求や名誉棄損で訴えたいとの問い合わせが数件ありました。

加えて、当事者の配偶者や親からの相談も多い傾向にあります。適格な相談対応の観点から、当事者本人から直接聞かなければ判断が出来ない問題もあり、簡略的な対応となり苦慮しているところです。可能な限り本人からの直接の連絡を望むものです。

新型コロナウイルス感染症関連の相談は、138件中16件寄せられており、一定の推移を保った状態で、同感染症が雇用に与える影響が大きいことが見て取れます。

また、働くうえで自らの労働条件を定めた就業規則が整備されていない。整備されているが開示されていない。或いは入社時に必要な雇用契約書を全く締結されていない。自分の労働条件を未確認のまま入社しトラブルになったケースなどの相談件数全体が138件中27件（19.6%）もありました。

労働者が企業で働くうえでもっとも重要なのは、自らの労働条件です。そして、就業規則の整備や労働契約の締結は労働基準法に定められた最低限のルールです。そのことをしっかりと意識することで、自分の権利が守られることに繋がるのです。残念ながら、働くうえで基本的に抑えていなければならない知識がないが故の相談が多数寄せられています。

新規の求職者であれ、在職中であれ、上記の就業規則や労働契約は非常に重要なカギとなります。知識は自らの武器になります。そして、使える法律や制度はあります。おかしいな！？と思ったら、まずは、最寄りの労働組合や弁護士、場合によっては労働局などの行政機関に相談しながら、自分の権利が侵害されていないかしっかりと確認する必要があります。

あきらめからは何も生まれません。まずは相談を！